津島市景観計画（案）に関するパブリックコメントの結果

１．概要

(1) 募　集　期　間　　令和８年 10 月１日（木）から令和８年 10 月 31 日（土）まで
(2) 閲　覧　場　所　　津島市役所４階まちづくり事業課窓口、市ホームページ
(3) 閲　覧　者　数　　131 名　（窓口：３名、ホームページ：128 名）
(4) 意見提出者数　　４名
(5) 意見提出件数　　12 件

２．意見内容と市の考え方　※複数の意見者より同様な意見内容があった場合は、一つに整理しております。

番号	章・頁	頂いた意見	市の考え方	結果
1	第１章・３頁 第５章・35 頁	津島市は県内でも貴重な歴史的文化的遺産を有すると思いますが十分に活用されていると感じられません。 また、津島駅周辺では鉄道を利用したベッドタウンとしての優位性は低く、道路は右折車線さえ少なく真っすぐ繋がっていないため距離の割に時間がかかります。 近年急速に、解体、ヤード、土砂置き場が増え、違法な解体作業で津島の業者が話題にもなっていました。 このような状況で人口流出に（日本民族の）歯止めをかけるのは難しく、居住よりも観光で一点突破を図るのが良策ではないかと思います。 駅前の天王通りは何をしても当面は厳しい局面だと思います。どうやっても利用者がすぐに増える未来が見えません。 神社周辺のエリアですが、これまでこんな緩い規制も無かったのに素敵な街並みがまだまだ残っているのは驚きです。 規制はしっかりかけていただき将来的には許可車両以外の通行禁止を望みます。	本市は、令和３年 12 月に都市計画に関する基本的な方針である「津島市都市計画マスタープラン」を全面改訂し、津島駅周辺を本市の正面玄関に位置付けました。令和４年６月には、津島駅周辺のまちづくりを効果的に進めるため、「津島駅周辺まちづくり構想(案)」を策定して公表しました。 この構想(案)に基づき、津島神社や天王川公園等の歴史文化資源を活かした官民連携による拠点整備、都市計画道路の整備、景観計画策定による良好な景観形成等を総合的且つ戦略的に進めています。天王川公園のライトアップにつきましては、歴史文化に配慮しつつ、夜間の防犯や魅力向上を図る取組みになります。	修正なし

番号	章・頁	頂いた意見	市の考え方	結果
		せっかくの街並みですが人が来てくれないと意味がありませんね。参拝客の導線を変更する絵空事です。 初めのお手本は千代保稲荷さんです。 津島神社は東側と南側に駐車場があります。 このため参拝者は津島神社の境内だけで終わってしまいます。 無くしてしまえば良いと思います。天王川公園の東側にトンネルを作り、東側の街道を通り天王通りを左折して楼門からの参拝を正式なルートと定めてしまえばそのうちそうゆうものだと認識されるでしょう。 長珍酒造さんの横には多分、建設を中座した空き地があるので、道の駅または長屋または郷土資料館的なものを設置できればより誘導しやすいかもしれません。 パブリックコメントの趣旨とは離れてしまっていると思いますが、将来どうしたいかが見えていないと中途半端ですよね。 最後に、天王川公園のライトアップですが現状は？？ 神事を行う神域であると考えるので神々しいのでお願いしたいです。	引続き、まちづくり再生に戦略的に取組むことにより回遊性向上や賑わい創出を進め、市民の皆様には、津島に「住んでよかった」「住み続けたい」、市外の方には、津島に「住んでみたい」「訪れてみたい」と思っていただけるよう、地域の価値をさらに高めてまいります。	
2 ※	第２章・25頁	令和８年７月の景観計画策定に関する説明会の際、「地域に暮らす人々の想いに合わせて計画を見直します」という記載がありました。資料には「所有者による提案を基本」と記載されているものの、地域の多数意見により“個人所有の古民家を地域のランドマークとしたい”という意見が形成された際に、所有者が地域の同調圧力によって不本意な合意を迫られる可能性を強く懸念しています。	津島市景観計画（案）の内容を検討するにあたり、町家の所有者からも維持・管理に関する負担について意見を聴いております。また、第三者委員会である津島市景観計画策定委員会においても、所有者への負担が少なくなる方針で議論を進めております。その結果、基本理念を「地域に暮らす	修正なし

番号	章・頁	頂いた意見	市の考え方	結果
		古民家の維持には、日常的な管理から大規模な修繕まで、さまざまな負担が伴います。ランドマーク化や景観上の指定が行われると、改築・修繕・建替えに制限がかかる可能性があり、所有者の生活や将来の選択に大きな影響が出ます。 景観形成は重要ですが、所有者の生活や将来の選択の自由を損なう形で進めるべきではありません。地域の景観は、所有者の善意と協力によって成り立つものであり、強制や圧力によって維持されるべきではないと考えます。	人々が中心となって推進する風情ある町並みと快適な生活空間が共存する景観づくり」と定め、暮らす人が中心となることを重点にしております。 今回の景観形成基準についても、出来る限り所有者に負担をかけず、良好な景観を形成できるように土地・建物所有者へのアンケート調査や説明会の結果を踏まえて策定しております。 あわせて、建築費用の一部を補助金する制度を創設予定ですので、ご理解をお願いします。	
3 ※	第５章・35 頁	古民家の修繕・建替えについて、景観基準による制限を設けないこと。 老朽化した建物の安全性確保や生活の質向上のため、所有者が必要と判断した修繕・建替えを自由に行えるようにしてください。景観のために、所有者の生活や安全が犠牲になることは避けるべきです。	景観法に基づく景観計画区域では、良好な景観を形成するため、景観形成基準は設けることになります。このため、この基準は高さや色彩等の外観のみが対象です。建物の安全性確保や生活の質向上に関わる建築物自体の構造や外から見えない建築物内の生活空間の制限は対象外となります。	修正なし
4	第５章・35 頁	昨今の建築費高騰や金利上昇により、住宅取得を取り巻く環境は厳しさを増しています。 そのような状況において、景観形成基準や色彩基準等の規制が設けられることで、建築コストの増加やデザインの自由度の低下につながり、津島市での新築や建替えを断念する事例が増えることを懸念します。特に、歴	景観形成基準の必要性については、市民アンケート調査で約 84%が必要と回答しております。また、土地・建物の所有者にも調査したところ、市からの補助金があることで約 56%が規制を設けてもよいと回答してお	修正なし

番号	章・頁	頂いた意見	市の考え方	結果
		史的景観との調和を求める仕様は、一般的な建築仕様と比較して建築費が高額となる場合があります。その結果、住宅取得を検討している世帯にとって、津島市での建築が選択肢から外れる可能性があります。本計画については、住宅建築や定住促進への影響を踏まえ、その必要性を改めて検証することを求めます。	ります。同調査で、高さや色彩等の規制に対する必要性も確認した上で今回の景観形成基準を定めております。景観形成基準は、条例に基づき守るべき「遵守基準」と市が推奨して所有者が自主判断により配慮する「推奨基準」に分けております。 条例に基づき守るべき「遵守基準」におきましては、デザインの自由度を出来る限り低下させず、周辺の景観に調和する一般的な建築仕様の住宅を建築できるように設定しております。 あわせて、建築費用の一部を補助金する制度を創設予定ですので、ご理解をお願いします。	
5 ※	第7章・48頁	個人所有の建物をランドマーク化する提案は、所有者自身からの申し出以外は受け付けないこと。 地域住民の意向や多数決によって、所有者の意思に反して建物がランドマーク化されることは、生活上の負担や将来の選択の自由を奪うことにつながります。 「所有者による提案を基本」とするだけでは、同調圧力による“形式的な合意”が成立したと扱われる危険性があります。 所有者の自由意思による提案のみを対象とすることを、条例に明確に規定してください。	計画書及び条例に「所有者の同意」が必要な旨を明記し、所有者の意志に反した指定ができない仕組みに修正します。	修正あり

番号	章・頁	頂いた意見	市の考え方	結果
6 ※	第７章・48 頁	所有者が拒否した場合は、いかなる理由があっても指定できない仕組みを明文化すること。 地域の期待や要望があっても、所有者の判断を最優先し、拒否の意思表示があった場合は絶対に指定されないよう、運用基準を明確にしてください。	計画書及び条例に「所有者の同意」が必要な旨を明記し、所有者の意志に反した指定ができない仕組みに修正します。	修正あり
7 ※	第９章・51 頁	景観維持を求めるのであれば、十分な補助制度を整備すること。 景観形成は地域全体の取り組みであり、負担を個人に集中させるべきではありません。	景観形成基準を遵守する行為には建築費用の一部を補助する制度を創設予定です。	修正なし